

◆タイ現地法人の税務③ 付加価値税

前回に続き、タイ現地法人並びにタイに支店を持つ日本企業に関する重要な税務について解説する。
第3回目のテーマは付加価値税である。

【概要】

付加価値税(Value Added Tax, VAT)は日本の消費税に相当し、「売上に係るVAT(Output Tax)」から「仕入に係るVAT(Input-Tax)」の控除を認めて広範な取引を対象として単一税率により税金を徴収するものである。個人、法人等を問わず、流通の各段階を構成する物品及びサービスの提供者、販売者、卸売・小売事業者ならびに物品の輸入者で、**年間売上180万バーツ**を超える者はVATの納税義務がある。また「代理人」や支店を通じてタイ国内で事業を営む外国法人にも、VATの納税義務が生じる。

【VAT納税者登録】

原則、事業を始める事業者は開始日前にVAT登録申請書を所轄税務署に申請する。この納税者登録をしていないと、控除や還付請求のための証拠書類として税額票を発行し、当該物品及びサービスの受け手に渡す。そしてその控えを保管する。

【VAT税率】

■普通税率

一般に、タイ国内における物品の販売及びサービスの提供に対して7%の付加価値税が課される。また、輸入についてはCIF価格、輸入税、物品税等を加えた価格に**7%課税**される。

【税額票(Tax Invoice)】

VAT登録者は物品の販売またはサービスの提供の都度、税金還付請求のための証拠書類として税額票を発行し、当該物品及びサービスの受け手に渡す。そしてその控えを保管する。

■VAT税率0%取引

下図の取引に係るVAT税率は仕入に係るVAT(Input-Tax)の控除を可能とするためVAT税率**0%**とされている。

物品の輸出	サービスの輸出	その他
<ul style="list-style-type: none"> 実際に通関手続を行った国外への物品の販売 輸出加工区(EPZ)に輸入した物品の販売 保税免税店への物品の販売 	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内で提供されたサービスで、その使用が国外で行われるもの 	<ul style="list-style-type: none"> EPZ・保税倉庫間取引 国際運輸業務 外国借款プロジェクト等

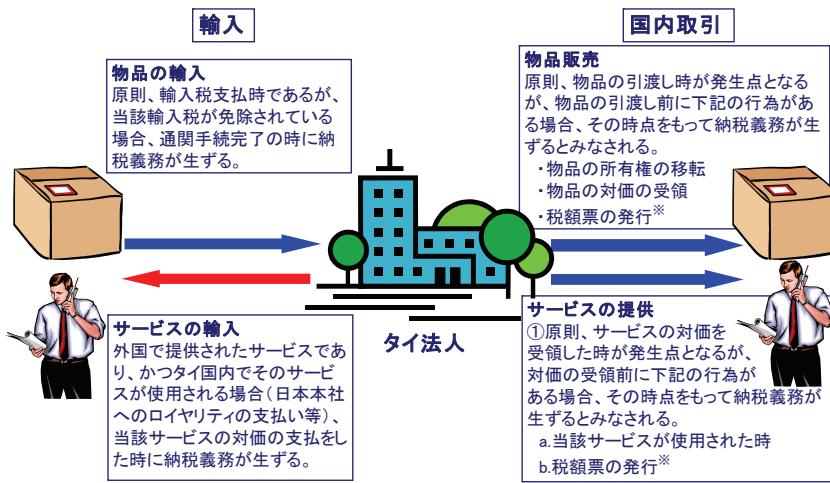
■VAT非課税取引

歳入法典第81条(1)の規程により、以下のような物品の販売及びサービスの提供はVAT非課税取引とされている。

特定の物品の販売	物品の輸入	特定のサービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> 農作物、動物、食肉、肥料、資料、農場または畜産用の薬品及び化学製品の販売 新聞、雑誌、教科書の販売 	<ul style="list-style-type: none"> 左記項目に挙げた物品の輸入 EPZへ搬入された物品で、関税法により輸入関税が免除されている物品 関税率法により輸入税が免除されている物品 再輸出のために税關で保管された輸入品で、再輸出時に輸入税が還付される物品 	<ul style="list-style-type: none"> 公共的サービス 法律で定められた専門職サービス 非収益的事業(学術的、慈善事業、等) 国内運輸サービス 不動産の賃貸に係るサービス

【納税義務の発生時点】

発生時点の判断は、どの月に申告するかという問題に關係する。



※実務では、物品販売の税額票は請求書(Invoice)と一緒に、サービスの提供の税額票は領収書と一緒に発行することが多い。

【申告と納税】

■原則: 每月末締めで、当月の売上VATと仕入VATの差額を集計し、翌月の15日までに申告書(Por.Por.30)を添えて税額を納付する。

■輸入業者: 通関手続完了時に輸入税の支払と同時にVATも税關に納付する。その場合「関税局の発行した領収書」は税額票になる。

■サービスの輸入: サービス料を支払った翌月7日まで申告書(Por.Por.36)を用いてVATを自己申告及び納税する。その場合「歳入局の発行した領収書」は税額票になる。

【その他留意点】

■交際費関連の支出に係る税額、事業に直接関連しない支出に係る税額など、税額控除に使用できない仕入税額がある。(歳入法典82/5条参照)

■売上に係る税額徴収後、当該売上に係る税額を修正すべき事態が発生した場合、増額に係る「貸方票(Debit Note)」、減額に係る「貸方票(Credit Note)」で処理する。

(留意事項)掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただけますようお願いいたします。